令和８年（フ）第１８５６号
大阪市東成区東中本３丁目２番３号　ラフィーネ北澤　206号
破産者　新庄　亮太
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１９６２号
大阪市西成区中開２丁目２番22―318号
破産者　辰巳富喜美
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３６０号
奈良県生駒市中菜畑２丁目1040番地１　グランドール　302
破産者　中原　秀明
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３９１号
大阪府東大阪市三島２丁目17番22号　Ｂｅｌｇｉｑｕｅ　鴻池　103
破産者　山中　祥平
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７１４号
大阪市西区九条南２丁目30番２号
破産者　福嶋　千里
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０１９号
大阪府茨木市小柳町11番７号　ラ・フォーレ501号
破産者　浦田　彰悟
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１１９号
大阪府八尾市山本町北７丁目１番２―305号、前住所大阪府柏原市玉手町18番55号
破産者　中村　薫
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３５８号
大阪府大東市寺川３丁目11番20号　グゥテェライゼＢ402号
破産者　槇　一樹
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５４２号
大阪府守口市大久保町４丁目41番３―301号
破産者　笹川　茉鈴（旧姓中屋）
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５６６号
大阪市生野区鶴橋４丁目13番25号　２号
破産者　志野　優輔
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２８２号
大阪府東大阪市新家中町１番８―305号、前住所大阪府豊中市利倉西１丁目８番21―203号
破産者　ＴＡＫＥＲＵ　ＩＮＤＵＳＴＲＩＥＳこと　枝澤　佑弥
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３２４号
大阪府豊中市上野東１丁目14番11号　203号
破産者　山口　慎平
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１９号
大阪府藤井寺市藤ヶ丘２丁目６番12―310号、前住所大阪府藤井寺市岡１丁目５番３―601号
破産者　ＣｉｅｌことＳｕｎｎｙこと三崎商店こと　三浦　良文
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６８７号
堺市南区赤坂台３丁９番12―1108号
破産者　武田　佳佑
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６９８号
堺市堺区霞ヶ丘町４丁１番43号　ＡＳＰＡＲＫ霞ヶ丘、前住所大阪府大阪狭山市大野台６丁目17番４―201号
破産者　栗山　茂雄
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第２９８号
岡山県井原市井原町1164番地２　グランディール204、開始決定時の住所岡山県井原市井原町784番地１
破産者　田中　圭子
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第３３号
岡山県倉敷市生坂191番地
破産者　入江　信義
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１２１号
岡山県倉敷市水島南亀島町21番９号
破産者　池　貴志
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係